

資金決済に関する法律に基づく利用者保護措置

資金決済に関する法律及び前払式支払手段に関する内閣府令に基づき、以下の情報を提供いたします。

1.資金決済に関する法律第14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。

2.資金決済に関する法律第31条1項の規定の趣旨

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

3.発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は「金銭による供託」です。

4.前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応方針

「熱海海岸自動車道回数使用券」が盗難又は紛失等により第三者に利用された場合は、当社はその責任を負いません。

熱海インフラマネジメント合同会社